

○岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会規程

平成16年7月1日

市水道局管理規程第14号

岡山市水道局建設工事競争入札参加資格及び指名審査委員会規程（昭和42年市水道局管理規程第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、岡山市水道局が発注する建設工事の請負契約、物品購入等の契約、建設コンサルタント業務等の委託契約及び役務の委託契約について、一般競争入札、総合評価一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の適性審査、指名選定及び随意契約における業者の選定の厳正、かつ、公正を図り、契約事務の適正な執行を期することを目的とする。

（用語の定義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 物品購入等 物品の購入及び物品の製造の請負をいう。
- (3) 建設コンサルタント業務等 測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (4) 一般競争入札 岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程（平成15年市水道局管理規程第2号）、岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程（平成20年市水道局管理規程第14号）、岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程（平成20年市水道局管理規程第15号）及び岡山市水道局委託等一般競争入札実施要綱に規定する一般競争入札をいう。
- (5) 総合評価一般競争入札 岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱（平成21年市水道局訓令第16号。以下「総合評価一般競争入札要綱」という。）に規定する一般競争入札をいう。
- (6) 指名競争入札 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2

34条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条に規定する指名競争入札をいう。

(7) 随意契約 法第234条及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13に規定する随意契約をいう。

(8) 許容価格 法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。

(9) 設計金額 消費税及び地方消費税を含んだものをいう。

(10) 支出予定金額 消費税及び地方消費税を含んだものをいう。

（設置）

第2条 第1条の目的を効率的に達成するために、岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 総合評価一般競争入札の対象となる建設工事の選定

(2) 許容価格400万円を超える建設工事の一般競争入札及び総合評価一般競争入札、許容価格300万円を超える物品購入の一般競争入札、許容価格400万円を超える物品の製造の請負の一般競争入札及び許容価格200万円を超える建設コンサルタント業務等並びに役務の一般競争入札の入札参加資格者の資格の確認のために設定する要件に関する事項

(3) 総合評価一般競争入札要綱第6条に規定する落札者決定基準に関する事項

(4) 総合評価一般競争入札及び低入札価格調査の対象となる建設コンサルタント業務等の一般競争入札における参加資格者等としての資格の確認に関する事項

(5) 総合評価一般競争入札要綱第10条第1項第2号に規定する技術評価点の算定に関する事項

(6) 総合評価一般競争入札要綱第13条に規定する落札者の決定に関する事項

(7) 一般競争入札参加資格がないと認めた者及び総合評価一般競争入札において落札者とならなかった者から、文書による理由の説明請求があった場合の当該説明請求に対する回答事項

- (8) 岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要領（平成17年市水道局訓令第30号）及び岡山市水道局建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱（平成20年市水道局訓令第19号）第11条に規定する審査及び落札者の決定に関する事項
- (9) 許容価格が400万円を超える建設工事に係る指名競争入札又は随意契約における業者の選定
- (10) 許容価格が200万円を超える建設コンサルタント業務等の指名競争入札又は随意契約における業者の選定
- (11) 許容価格が200万円を超える役務の指名競争入札における指名業者の選定
- (12) 許容価格が300万円を超える物品の購入又は400万円を超える物品の製造の請負の指名競争入札又は随意契約における指名業者の選定
- (13) 許容価格が700万円以上の工事用材料の買入れの指名競争入札又は随意契約における指名業者の選定
- (14) 岡山市水道局指名停止基準（平成12年市水道局訓令第12号）第2条第1項に規定する有資格者名簿登載者の指名停止に係る審査
- (15) 優良工事施工業者の表彰に係る審査
- (16) その他管理者が必要と認めた事項
（組織及び職務）

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、水道事業管理者をもって充て、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は、総務部長、配水部長、浄水担当部長、管財課長及び当該契約を要求している課所長並びに水道事業管理者が指名する者をもって充てる。

（会議）

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（意見聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その

説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の会議内容については、外部に洩れないよう秘密の保持に努めなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管財課において行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年市水道局管理規程第34号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年市水道局管理規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年市水道局管理規程第16号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年市水道局管理規程第33号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年市水道局管理規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年市水道局管理規程第18号)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年市水道局管理規程第27号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年市水道局管理規程第13号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年市水道局管理規程第10号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年市水道局管理規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年市水道局管理規程第 8 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年市水道局管理規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年市水道局管理規程第 6 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年市水道局管理規程第 4 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年市水道局管理規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会規程の規定は、施行日以後の公告又は通知に係る契約から適用し、施行日前の公告又は通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年市水道局管理規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年市水道局管理規程第 7 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年市水道局管理規程第 17 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年市水道局管理規程第 20 号）

この規程は、公布の日から施行する。